

「児童手当」についてご存じですか？

児童家庭課

☎973-4983

子育てにかかる費用の一部を児童手当として支給することにより、児童を養育している方の生活を安定させ生活の質が高まるよう支援することが目的です。

児童手当を受給するには

- ①日本国内に住所があること
(国籍は関係ありません)
- ②小学校修了前までの児童がいる方
(12歳到達後最初の3月31日)

※児童手当は養育者からの申請がなければ支給されませんので、手続きをされていない方は早めに申請をしてください。児童手当は、申請した翌月分から支給対象です。(転入・転出(受給者の移動も含む)、出生等)※所得の制限があるため受けられない場合もあります。
※公務員の方は、職場で申請してください。



支給額

3歳未満の乳幼児に対する児童手当の額を、第1子及び第2子について一律1万円とします。(平成19年4月から実施)
3歳以上の手当額は現行どおりです。

【月額】

- ・3歳未満
- 第1子、第2子 1万円
- 第3子以降 1万円
- ・3歳以上
- 第1子、第2子 5千円
- 第3子以降 1万円

6月は児童手当の「現況届」をお忘れなく！

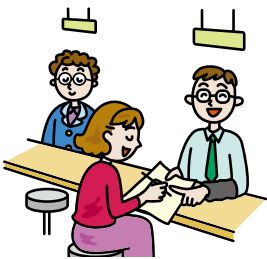
「現況届」は、手当を受けている方の前年の収入と6月1日現在のお子さんの養育状況を確認するための大切な届けです。「現況届」を出さなければ、平成21年6月分以降(10月期振込)の児童手当が受けられなくなります。

また、2年間にわたって届を出さなかった場合は時効になり、手当を受ける権利もなくなってしまうので、混雑をさけるため指定された日に提出してください。

受付期間(予定)

- 【与那城庁舎ロビー】
 - ・6月12日(金)
 - 【石川保健相談センター】
 - ・6月15日(月)・16日(火)
 - 【勝連シビックセンター】
 - ・6月17日(水)
 - 【本庁市民ロビー】
 - ・6月18日(木)・19日(金)
 - ・6月22日(月)・24日(水)
 - ・6月29日(月)・30日(火)
- 26日(金)

※対象者へは、現況届案内の通知をします。
※前年度、所得制限により手当を受けられなかった方も受給できる場合がありますので、確認してください。
※毎年2月、6月、10月に、児童手当が支給されます。
※振込通知書の発送はしませんので、預金通帳に記帳のうえ確認してください。



心の健康づくり講演会のお知らせ

障がい福祉課

☎973-5452
FAX973-5117

働き盛りのうつ病についての講演会を開催します。

【テーマ】

ストレスよ、こんにちは。うつ病よ、さようなら

【講師】とくだ心療内科院長

徳田 毅 氏

【とき】6月13日(土)

午後2時～4時

【ところ】うるみん3階ホール

【対象】一般市民

【定員】80名

【入場料】無料

【申込方法】お電話・FAXにて申し込みください。

【申込期限】6月10日まで

※手話通訳・要約筆記の対応あります。



とくだ つよし 徳田 毅 氏